

令和 6 年

第 1 回 広陵町議会定例会議案

令和 6 年 2 月 2 8 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第 1 号 広陵町監査委員条例及び広陵町水道事業及び
下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 2 号 公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る
専決処分の報告について [7 頁]
- 報告第 3 号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について [9 頁]
- 報告第 4 号 令和 5 年度広陵町一般会計補正予算（第 8 号）
の専決処分の報告について [1 5 頁]
- 報告第 5 号 令和 6 年度土地開発公社事業計画書及び予算書
の報告について [3 3 頁]
- 議案第 1 号 広陵町固定資産評価員の選任につき同意を求める
ことについて [3 5 頁]
- 議案第 2 号 広陵町 D X 推進計画審議会設置条例の制定に
ついて [3 7 頁]
- 議案第 3 号 広陵町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報提供に関する
条例の一部を改正することについて [4 1 頁]
- 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正することについて [4 5 頁]
- 議案第 5 号 広陵町下水道接続促進対策基金条例の一部を
改正することについて [4 9 頁]
- 議案第 6 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する
ことについて [5 3 頁]
- 議案第 7 号 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正することについて [5 7 頁]

議案第 8 号	広陵町立認定こども園条例の一部を改正することについて	[6 1 頁]
議案第 9 号	広陵町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて	[6 5 頁]
議案第 1 0 号	広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて	[6 9 頁]
議案第 1 1 号	広陵町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正することについて	[7 3 頁]
議案第 1 2 号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて	[7 7 頁]
議案第 1 3 号	広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて	[8 1 頁]
議案第 1 4 号	広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて	[1 1 3 頁]
議案第 1 5 号	広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについて	[1 1 7 頁]
議案第 1 6 号	広陵町消防団条例の一部を改正することについて	[1 2 1 頁]
議案第 1 7 号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて	[1 2 5 頁]
議案第 1 8 号	広陵町職員定数条例の全部を改正することについて	[1 2 9 頁]
議案第 1 9 号	令和 5 年度広陵町一般会計補正予算 (第 9 号)	[1 3 3 頁]
議案第 2 0 号	令和 5 年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	[2 0 5 頁]
議案第 2 1 号	令和 5 年度広陵町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	[2 1 7 頁]

〔議案第 2 2 号から議案第 2 9 号までは令和 6 年度予算書〕

- | | | |
|-----------|--|------------|
| 議案第 2 2 号 | 令和 6 年度広陵町一般会計予算 | |
| 議案第 2 3 号 | 令和 6 年度広陵町国民健康保険特別会計予算 | |
| 議案第 2 4 号 | 令和 6 年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 議案第 2 5 号 | 令和 6 年度広陵町介護保険特別会計予算 | |
| 議案第 2 6 号 | 令和 6 年度広陵町墓地事業特別会計予算 | |
| 議案第 2 7 号 | 令和 6 年度広陵町学校給食特別会計予算 | |
| 議案第 2 8 号 | 令和 6 年度広陵町水道事業会計予算 | |
| 議案第 2 9 号 | 令和 6 年度広陵町下水道事業会計予算 | |
| 議案第 3 0 号 | 広陵町第 2 期地域福祉計画を定めることについて | [2 2 7 頁] |
| 議案第 3 1 号 | 広陵町第 4 期障がい者計画、広陵町第 7 期障がい福祉計画及び広陵町第 3 期障がい児福祉計画を定めることについて | [2 2 9 頁] |
| 議案第 3 2 号 | 広陵町第 9 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を定めることについて | [2 3 1 頁] |
| 議案第 3 3 号 | 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について | [2 3 3 頁] |

報 告 第 1 号

広陵町監査委員条例及び広陵町水道事業及び
下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和6年2月28日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町監査委員条例及び広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月16日専決

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町監査委員条例及び広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(広陵町監査委員条例の一部改正)

第1条 広陵町監査委員条例（昭和37年8月広陵町条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報 告 第 2 号

公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月28日報告

広陵町長 山村吉由

1 損害賠償の相手方

奈良県磯城郡三宅町屏風119番地

株式会社 勝井農機

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和5年11月16日 9時50分頃

(2) 事故発生場所

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野27番2先

(3) 事故の状況

住民環境部環境政策課職員が水質検査に当たり、運転していた広陵町公用車（以下「公用車両」という。）を後進させたところ、路肩に駐車されていた相手方所有の車両（以下「相手方車両」という。）に接触し、公用車両の左側後方部と相手方車両の右側前方部を一部損傷させたものである。

3 損害賠償額

556,110円

本件事故による相手方の損害額は、556,110円で、本町10割の過失割合として、556,110円を本町の負担とする。

4 和解年月日

令和6年1月30日

なお、当該損害賠償負担額は、町が加入している保険により補填済みである。

報 告 第 3 号

広陵町手数料徴収条例の一部を改正する条例の
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年2月28日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町手数料徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法
(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日専決

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

広陵町手数料徴収条例（平成12年3月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第39号を第41号とし、第7号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「の閲覧手数料」を「を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「の交付又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第3条第2項中「前条第29号」を「前条第31号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

報 告 第 4 号

令和5年度広陵町一般会計補正予算（第8号）
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年2月28日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算（第 8 号）を 地方自治法（昭和 22 年 法律 第 67 号）第 179 条 第 1 項 の規定により、別紙のとおり 専決 処分する。

令和 6 年 2 月 7 日 専決

広陵町長 山 村 吉 由

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 8 号)

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 98,082 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,930,234 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 2,499,255	千円 99,082	千円 2,598,337
	2 国庫補助金	1,448,980	99,082	1,548,062
18 繰入金		287,712	△1,000	286,712
	1 基金繰入金	270,474	△1,000	269,474
歳入合計		14,832,152	98,082	14,930,234

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費		千円 5,611,720	千円 98,082	千円 5,709,802
	1 社会福祉費	3,187,259	98,082	3,285,341
歳 出 合 計		14,832,152	98,082	14,930,234

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金事業	千円 11,107

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	2,499,255	99,082	2,598,337
18 繰入金	287,712	△1,000	286,712
歳 入 合 計	14,832,152	98,082	14,930,234

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 5,611,720	千円 98,082	千円 5,709,802
歳 出 合 計	14,832,152	98,082	14,930,234

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 99,082	千円	千円	千円 △1,000
99,082			△1,000

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費国庫補助金	千円 465,123	千円 99,082	千円 564,205
計	1,448,980	99,082	1,548,062

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	176,466	△1,000	175,466
計	270,474	△1,000	269,474

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 99,082	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）	千円 99,082

1 財政調整基金繰入金	△1,000	財政調整基金繰入金	△1,000

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総 務費	千円 598,098	千円 98,082	千円 696,180	千円 99,082	千円	千円	千円 △1,000
計	3,187,259	98,082	3,285,341	99,082			△1,000

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 98	13 低所得者支援給付金事業	千円 98,082
1 消耗品費	50	10 需用費	98
4 印刷製本費	48	・消耗品費	50
		・印刷製本費	48
11 役務費	402	11 役務費	402
1 通信運搬費	287	・通信運搬費	287
4 手数料	115	・手数料	115
12 委託料	5,082	12 委託料	5,082
13 電算委託料	5,082	・電算委託料	5,082
		低所得者支援給付金システム構築委託料	5,082
18 負担金、補助及び交付金	92,500	18 負担金、補助及び交付金	92,500
22 給付金	92,500	・給付金	92,500
		低所得者支援給付金	92,500

3 款 民生費

報 告 第 5 号

令和6年度土地開発公社事業計画書及び予算書
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第
2項の規定により、広陵町土地開発公社の事業計画書及び予
算書を別紙のとおり報告する。

令和6年2月28日報告

広陵町長 山村吉由

議案第1号

広陵町固定資産評価員の選任につき同意を求める
ことについて

次の者を広陵町固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山村吉由

住 所 [REDACTED]

氏 名 おく だ 奥田 いく ひろ 育裕

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年4月1日から

議 案 第 2 号

広陵町DX推進計画審議会設置条例の制定に
ついて

広陵町DX推進計画審議会設置条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町DX推進計画審議会設置条例

(設置)

第1条 広陵町DX推進計画の推進に関する事項を審議するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、広陵町DX推進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 広陵町DX推進計画の進捗管理に関すること。
- (2) 広陵町DX推進計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町内関係団体から推薦のあった者
- (4) 町民からの公募により選考した者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、デジタル推進担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

6 6 広陵町DX推進計画 審議会の委員	日額 8,000円
-------------------------	-----------

議 案 第 3 号

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月広陵町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

広陵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月広陵町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第2の1の項中「法別表第2に規定する地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第2に規定する医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28

年法律第 2 4 5 号)、国家公務員共済組合法(昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)その他の法令による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改め、同表 1 1 の項中「法別表第 2 に規定する介護保険給付等関係情報」を「介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 4 8 号)の施行の日から施行する。

議 案 第 4 号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正することについて

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
(昭和31年10月広陵町条例第29号)の一部を別紙のと
おり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 18 令和6年3月1日から同年5月31日までの期間に支給する町長及び副町長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、第15項の規定により得た額から、その額に次の表に掲げる率を乗じて得た額を減じて得た額とする。

町長	10%
副町長	10%

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和6年3月1日から適用する。

議 案 第 5 号

広陵町下水道接続促進対策基金条例の一部を
改正することについて

広陵町下水道接続促進対策基金条例（昭和61年9月広陵
町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町下水道接続促進対策基金条例の一部を改正する条例

広陵町下水道接続促進対策基金条例（昭和61年9月広陵町条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広陵町下水道環境整備対策基金条例

第1条中「一般家庭用排水設備の公共下水道への接続を促進する対策」を「下水道環境整備対策」に、「広陵町下水道接続促進対策基金」を「広陵町下水道環境整備対策基金」に改める。

第6条中「下水道接続促進対策上」を「下水道環境整備対策上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（広陵町環境施設整備対策基金条例の廃止）

2 広陵町環境施設整備対策基金条例（昭和59年6月広陵町条例第18号）は、廃止する。

議 案 第 6 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第
5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.6」を「100分の7.64」に改める。

第4条中「27,100円」を「27,600円」に改める。

第4条の2第1号中「21,000円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「15,000円」に改める。

第5条中「100分の3.1」を「100分の3.27」に改める。

第6条の2中「11,200円」を「11,500円」に改める。

第6条の3第1号中「8,300円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「4,150円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「6,225円」を「6,300円」に改める。

第7条中「100分の3.3」を「100分の3.03」に改める。

第8条の2中「18,700円」を「16,900円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「18,970円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「14,700円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「7,350円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「11,025円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「7,840円」を「8,050円」に改め、同号エ（ア）中「5,810円」を「5,880円」に改め、同号エ（イ）中「2,905円」を「2,940円」に改め、同号エ（ウ）中「4,358円」を「4,410円」に改め、同号オ中「13,090円」を「11,830円」に改め、同項第2号ア中「13,

550円」を「13,800円」に改め、同号イ（ア）中「10,500円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,250円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「7,875円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「5,750円」に改め、同号エ（ア）中「4,150円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「2,075円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「3,113円」を「3,150円」に改め、同号オ中「9,350円」を「8,450円」に改め、同項第3号ア中「5,420円」を「5,520円」に改め、同号イ（ア）中「4,200円」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,100円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3,150円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「2,240円」を「2,300円」に改め、同号エ（ア）中「1,660円」を「1,680円」に改め、同号エ（イ）中「830円」を「840円」に改め、同号エ（ウ）中「1,245円」を「1,260円」に改め、同号オ中「3,740円」を「3,380円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,065円」を「4,140円」に改め、同号イ中「6,775円」を「6,900円」に改め、同号ウ中「10,840円」を「11,040円」に改め、同号エ中「13,550円」を「13,800円」に改め、同項第2号ア中「1,680円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,800円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「4,480円」を「4,600円」に改め、同号エ中「5,600円」を「5,750円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 案 第 7 号

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 8 号

広陵町立認定こども園条例の一部を改正すること
について

広陵町立認定こども園条例（平成29年3月広陵町条例第
18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町立認定こども園条例の一部を改正する条例

広陵町立認定こども園条例（平成29年3月広陵町条例第18号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8月24日」を「8月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 9 号

広陵町子ども医療費助成条例の一部を改正する
ことについて

広陵町子ども医療費助成条例（昭和48年9月広陵町条例
第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

広陵町子ども医療費助成条例（昭和48年9月広陵町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「被扶養者」を「被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者」に改め、同条第4項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、」を削り、「ことをもつて」を「場合は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議 案 第 1 0 号

広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を
改正することについて

広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月広
陵町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月広陵町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議 案 第 1 1 号

広陵町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正
することについて

広陵町心身障がい者医療費助成条例（昭和48年9月広陵
町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

広陵町心身障がい者医療費助成条例（昭和48年9月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第3条の2第2項中「未就学児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町心身障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議 案 第 1 2 号

広陵町介護保険条例の一部を改正することについて

広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例第19号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町介護保険条例の一部を改正する条例

広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,600円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「50,400円」を「49,320円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「49,680円」に改め、同項第4号中「60,480円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「80,640円」を「86,400円」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第7号中「87,360円」を「93,600円」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第8号中「100,800円」を「108,000円」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第9号中「114,240円」を「122,400円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第10号中「127,680円」を「136,800円」に改め、同号ア中「500万円以上750万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第12号イ」を加え、同項第11号中「141,120円」を「151,200円」に改め、同号ア中「750万円以上1,000万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「又は次号イに該当する者を除く。）」を加え、同項第12号中「154,560円」を「172,800円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 165,600円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、そのものが課される保険料額についてこの号の区分による額が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,160円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,160円」を「20,520円」に、「33,600円」を「34,920円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,160円」を「20,520円」に、「47,040円」を「49,320円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の広陵町介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 1 3 号

広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の
基準等に関する条例等の一部を改正すること
について

広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等
に関する条例（平成30年3月広陵町条例第15号）等の一
部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年3月広陵町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス

計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、
文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条に見出しとして「（準用）」を付する。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（広陵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 広陵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月広陵町条例第7号。）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 8 2 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 8 3 条第 1 項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 1 1 2 条」の次に「、第 1 9 2 条第 3 項」を加える。

第 9 2 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第 6 号中「前項の」を削り、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するサービス」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（広陵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 広陵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月広陵町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 8 3 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、町長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（次項において「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（広陵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 広陵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月広陵町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員、以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、
文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項につ
いて主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得てい
ること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行
うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリ
ングでは把握できない情報について、担当者から提供
を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著
しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者
に面接すること。

第 3 2 条に次の 1 号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、
法第 1 1 5 条の 3 0 の 2 第 1 項の規定により町長から情報の
提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
い。

第 3 4 条に見出しとして「(準用)」を付する。

第 3 5 条第 1 項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚
によっては認識することができない方式で作られる記録であって、
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の広陵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の広陵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、177条、189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の広陵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の広陵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するように努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議 案 第 1 4 号

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正することについて

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
(平成21年8月広陵町条例第5号)の一部を別紙のとおり
改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成
21年8月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

箸尾工業団地地区 地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定によ り告示された令和6年2月9日広陵町告 示第106号に定める大和都市計画箸尾 工業団地地区地区計画の区域のうち、地 区整備計画が定められた区域
--------------------------	--

別表第2に次のように加える。

箸尾工業 団地地区 地区整備 計画区域	全区域	建築物 の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物は 建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店そ の他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸 場、観覧場又はナイトク ラブ若しくは建築基準法 施行令第130条の7の 3に規定する施設 (4) 学校、図書館その他こ れらに類するもの (5) 病院、診療所 (6) 店舗（自社就業者の福 利厚生のための売店を除 く。）、飲食店（自社就 業者の福利厚生のため の社員食堂を除く。）、 展示場（自社製品を展 示するための展示場を 除く。）、遊技場又は場 外勝舟投票券発売所 (7) 住宅、共同住宅、住宅 で事務所、店舗その他こ れらに類する用途を兼 ねるもの、寄宿舍又は下 宿（自社就業者の福利 厚生のため社員寮を除 く。） (8) 老人ホーム、保育所、 福祉ホームその他これ らに類するもの（児童福祉
------------------------------	-----	-------------------	--

			<p>法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。）</p> <p>(9) 博物館</p> <p>(10) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチェイニング練習場</p> <p>(11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(12) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(13) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(14) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(15) 公衆浴場</p> <p>(16) 自動車教習所</p>
		<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>900平方メートル</p> <p>ただし、本地区計画区域内に事業所を有する事業者が自社従業員の福利厚生等のために建築する建築物については、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 5 号

広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについて

広陵町営住宅管理条例（平成9年12月広陵町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

広陵町営住宅管理条例（平成9年12月広陵町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ク中「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ク（ア）中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 1 6 号

広陵町消防団条例の一部を改正することについて

広陵町消防団条例（昭和62年12月広陵町条例第8号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町消防団条例の一部を改正する条例

広陵町消防団条例（昭和62年12月広陵町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（出動報酬）

第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次に掲げる出動報酬を支給する。

(1) 災害に関する出動（水火災又は地震等に係る出動をいい、警戒等に係る出動を除く。）の場合 1日につき8,000円
（4時間未満の出動にあつては、4,000円）

(2) 前号以外の場合 1日につき3,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 1 7 号

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
することについて

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵
町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「部長、」を削り、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた広陵町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 号

広陵町職員定数条例の全部を改正することについて

広陵町職員定数条例（昭和37年12月広陵町条例第22号）の全部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町職員定数条例

広陵町職員定数条例（昭和37年12月広陵町条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定により、町長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ）、議会、選挙管理委員会、監査委員及び教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに農業委員会の事務部局に常時勤務する職員（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）の定数について定めることを目的とする。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 町長の事務部局の職員 229人
- (2) 議会の事務部局の職員 4人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 3人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 3人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 73人
- (6) 農業委員会の事務部局の職員 1人

(定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該部門別の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 1 9 号

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 9 号)

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 9 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 6 6 , 3 5 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 , 6 6 3 , 8 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
9 地方特例交付金		千円 66,670	千円 3,269	千円 69,939
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,269	3,269
10 地方交付税		3,212,780	92,680	3,305,460
	1 地方交付税	3,212,780	92,680	3,305,460
12 分担金及び負担金		124,073	△1,050	123,023
	2 負担金	122,985	△1,050	121,935
14 国庫支出金		2,598,337	△60,215	2,538,122
	1 国庫負担金	1,041,928	35,784	1,077,712
	2 国庫補助金	1,548,062	△95,999	1,452,063
15 県支出金		1,113,240	△15,352	1,097,888
	1 県負担金	540,382	17,892	558,274
	2 県補助金	511,384	△33,244	478,140
17 寄附金		278,870	2,000	280,870
	1 寄附金	278,870	2,000	280,870
18 繰入金		286,712	△175,466	111,246
	1 基金繰入金	269,474	△175,466	94,008
19 諸収入		188,474	8,881	197,355
	3 受託事業収入	18,875	△7,899	10,976
	4 貸付金元利収入	2,200	△500	1,700
	5 雑入	163,299	17,280	180,579
20 町債		1,130,100	△121,100	1,009,000
	1 町債	1,130,100	△121,100	1,009,000
歳入合計		14,930,234	△266,353	14,663,881

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 2,097,613	千円 23,710	千円 2,121,323
	1 総務管理費	1,844,129	23,692	1,867,821
	2 徴税費	143,417	△2,626	140,791
	3 戸籍住民基本台帳費	88,981	2,644	91,625
3 民生費		5,709,802	42,958	5,752,760
	1 社会福祉費	3,285,341	65,507	3,350,848
	2 児童福祉費	2,424,461	△22,549	2,401,912
4 衛生費		1,958,078	△59,135	1,898,943
	1 保健衛生費	573,248	△36,035	537,213
	2 清掃費	1,384,830	△23,100	1,361,730
5 農商工費		409,124	△29,946	379,178
	1 農業費	146,566	△20,650	125,916
	2 商工費	262,558	△9,296	253,262
6 土木費		1,398,857	△181,756	1,217,101
	1 土木管理費	97,968	△1,300	96,668
	2 道路橋りょう費	727,106	△109,296	617,810
	3 河川費	357,325	△62,500	294,825
	4 都市計画費	203,493	△8,660	194,833
7 消防費		497,626	△3,407	494,219
	1 消防費	497,626	△3,407	494,219
8 教育費		1,336,172	△62,077	1,274,095
	1 教育総務費	343,781	△1,800	341,981
	2 小学校費	205,049	△11,000	194,049
	3 中学校費	113,152	△5,800	107,352
	4 幼稚園費	277,278	561	277,839
	5 社会教育費	339,044	△42,238	296,806
	6 保健体育費	57,868	△1,800	56,068

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
10 公債費		千円 1,019,050	千円 △4,200	千円 1,014,850
	1 公債費	1,019,050	△4,200	1,014,850
11 諸支出金		334,345	7,500	341,845
	1 特別会計繰出金	327,982	7,500	335,482
歳 出 合 計		14,930,234	△266,353	14,663,881

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム法改正対応事業（法務省分）	千円 6,996
		住民基本台帳システム等法改正対応事業（総務省分）	12,276
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険システム改修事業	3,465
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	200
		新型コロナウイルスワクチン接種事業費	30
6 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・箸尾準工業地域道路整備 ・南2号線整備 ・赤部26号線整備 ・狭あい道路整備等促進 ・平尾疋相線整備 ・通学路対策事業 ・大場線整備 ・交通安全施設等(百済赤部線)整備 ・交通安全施設等(南22号線ほか)整備 ・交通安全施設等(南郷8号線)整備	315,000
		4 都市計画費	竹取公園周辺地区整備事業
			公園施設トイレ改修事業

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車両購入事業	千円 3,400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 0	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
庁舎非構造部材改修事業	19,400	同上	同上	同上	9,700	同上	同上	同上
はしお元気村空調機器更新等事業 (E S C O 事業)	70,000	同上	同上	同上	14,500	同上	同上	同上
山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金	374,800	同上	同上	同上	381,000	同上	同上	同上
百済川向地区農地中間管理機構農地整備事業負担金	5,800	同上	同上	同上	16,300	同上	同上	同上
町道整備事業	264,300	同上	同上	同上	224,400	同上	同上	同上
内水対策事業	157,500	同上	同上	同上	128,200	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
9 地方特例交付金	66,670	3,269	69,939
10 地方交付税	3,212,780	92,680	3,305,460
12 分担金及び負担金	124,073	△1,050	123,023
14 国庫支出金	2,598,337	△60,215	2,538,122
15 県支出金	1,113,240	△15,352	1,097,888
17 寄附金	278,870	2,000	280,870
18 繰入金	286,712	△175,466	111,246
19 諸収入	188,474	8,881	197,355
20 町債	1,130,100	△121,100	1,009,000
歳 入 合 計	14,930,234	△266,353	14,663,881

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,097,613	23,710	2,121,323
3 民生費	5,709,802	42,958	5,752,760
4 衛生費	1,958,078	△59,135	1,898,943
5 農商工費	409,124	△29,946	379,178
6 土木費	1,398,857	△181,756	1,217,101
7 消防費	497,626	△3,407	494,219
8 教育費	1,336,172	△62,077	1,274,095
10 公債費	1,019,050	△4,200	1,014,850
11 諸支出金	334,345	7,500	341,845
歳 出 合 計	14,930,234	△266,353	14,663,881

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 17,827	千円 △13,100	千円 2,000	千円 16,983
52,878	△55,500	15,730	29,850
△250	6,200		△65,085
△28,377	10,500		△12,069
△110,054	△69,200		△2,502
			△3,407
△7,591		△7,899	△46,587
			△4,200
			7,500
△75,567	△121,100	9,831	△79,517

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 0	千円 3,269	千円 3,269
計	0	3,269	3,269

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	3,212,780	92,680	3,305,460
計	3,212,780	92,680	3,305,460

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

1 民生費負担金	121,522	△1,050	120,472
計	122,985	△1,050	121,935

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	981,441	35,784	1,017,225
計	1,041,928	35,784	1,077,712

節		説	明
区 分	金 額		
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 3,269	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 3,269

1 地方交付税	92,680	普通交付税	92,680

1 社会福祉費負担金	△1,050	老人福祉施設措置費負担金	△1,050

1 社会福祉費負担金	35,784	自立支援医療費負担金	1,608
		自立支援給付費負担金	24,991
		障がい児通所等給付費負担金	9,185

9 款 地方特例交付金 10 款 地方交付税 12 款 分担金及び負担金 14 款 国庫支出金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費国庫補助金	千円 564,205	千円 18,614	千円 582,819
2 民生費国庫補助金	425,152	1,976	427,128
3 衛生費国庫補助金	29,934	△250	29,684
4 農商工費国庫補助金	20,150	△20,000	150
5 土木費国庫補助金	472,785	△84,242	388,543
6 教育費国庫補助金	27,294	△12,097	15,197
計	1,548,062	△95,999	1,452,063

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	539,645	17,892	557,537
計	540,382	17,892	558,274

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 2,281	デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業） 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）	千円 △330 2,611
2 戸籍住民基本台帳費補助金	16,333	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 個人番号カード交付事務費補助金	12,111 4,222
1 社会福祉費補助金	△277	地域生活支援事業補助金	△277
2 児童福祉費補助金	2,253	子ども・子育て支援交付金	2,253
1 保健衛生費補助金	△250	不良住宅除却補助金	△250
1 農業費補助金	△20,000	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△20,000
1 道路橋りょう費交付金	△50,908	百済中央線バイパス整備事業補助金 赤部26号線整備事業補助金 狭あい道路整備等促進事業補助金 南2号線整備事業 平尾正相線整備事業 交通安全施設（百済赤部線）整備事業補助金 交通安全施設（南22号線ほか）整備事業補助金	△5,000 △5,000 △290 △2,500 △20,000 △3,108 △15,010
3 河川費補助金	△32,500	平成緊急内水対策事業補助金	△32,500
4 住宅費補助金	△834	住宅耐震診断等支援事業補助金	△834
2 社会教育費補助金	△12,097	巢山古墳整備事業費補助金	△12,097

1 社会福祉費負担金	17,892	自立支援医療費負担金 自立支援給付費負担金 障がい児通所等給付費負担金	804 12,496 4,592

14款 国庫支出金 15款 県支出金

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費県補助金	千円 5,700	千円 △787	千円 4,913
2 民生費県補助金	344,582	1,732	346,314
4 農商工費県補助金	33,870	△8,377	25,493
5 土木費県補助金	97,667	△25,812	71,855
計	511,384	△33,244	478,140

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 総務費寄附金	278,300	2,000	280,300
計	278,870	2,000	280,870

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	175,466	△175,466	0
計	269,474	△175,466	94,008

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 △787	公共交通基本計画推進支援事業補助金	千円 △787
1 社会福祉費補助金	△521	地域生活支援事業補助金 精神障がい者医療費補助金 小児慢性特定疾患給付事業補助金	△139 39 △421
2 児童福祉費補助金	2,253	子ども・子育て支援交付金	2,253
1 農業費補助金	△8,377	農業経営基盤強化資金利子補給補助金 新規就農者総合支援事業交付金 多面的機能支払交付金	△5 △5,800 △2,572
1 都市計画費補助金	△3,000	産業用地創出基本計画策定支援補助金	△3,000
2 住宅費補助金	△375	住宅耐震診断支援事業補助金	△375
3 河川費補助金	△22,437	大和川流域総合治水対策事業補助金 平成緊急内水対策事業償還金補助金	△5,850 △16,587

1 総務管理費寄附金	2,000	企業版ふるさと納税寄附金	2,000

1 財政調整基金繰入金	△175,466	財政調整基金繰入金	△175,466

15款 県支出金 17款 寄附金 18款 繰入金

(款) 19 諸収入

(項) 3 受託事業収入

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 教育費受託事業収入	千円 9,075	千円 △7,899	千円 1,176
計	18,875	△7,899	10,976

(款) 19 諸収入

(項) 4 貸付金元利収入

1 民生費貸付金返還金	1,500	△500	1,000
計	2,200	△500	1,700

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	162,077	17,280	179,357
計	163,299	17,280	180,579

(款) 20 町債

(項) 1 町債

2 総務債	24,800	△13,100	11,700
3 民生債	88,100	△55,500	32,600
4 衛生債	374,800	6,200	381,000
5 農商工債	7,000	10,500	17,500
6 土木債	452,800	△69,200	383,600

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会教育費受託事業収入	千円 △7,899	発掘調査受託事業収入	千円 △7,899

1 社会福祉費貸付金返還金	△500	福祉医療費資金返還金	△500

1 雑入	17,280	既存建築物省エネ化推進事業補助金	17,280

1 総務管理債	△13,100	低公害車両購入事業債 庁舎非構造部材改修事業債	△3,400 △9,700
1 社会福祉債	△55,500	はしお元気村空調機器更新等事業（ESCO事業）債	△55,500
1 清掃債	6,200	山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金債	6,200
1 農業債	10,500	百済川向地区農地中間管理機構農地整備事業負担金債	10,500
1 道路橋りょう債	△39,900	町道整備事業債	△39,900
2 河川債	△29,300	内水対策事業債	△29,300

19款 諸収入 20款 町債

(款) 20 町債

(項) 1 町債

目	補正前の予算額	補正予算額	計
計	千円 1,130,100	千円 △121,100	千円 1,009,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

20款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 976,377	千円 △36,827	千円 939,550	千円 △330	千円 △13,100	千円	千円 △23,397
2 財産管理費	714,088	66,222	780,310			2,000	64,222

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △2,800	02 給与費（会計年度任用職員）	千円 △9,500
47 会計年度任用職員報酬	△2,800	1 報酬	△2,800
		・会計年度任用職員報酬	△2,800
4 共済費	△6,700	4 共済費	△6,700
		・社会保険料	△6,700
3 社会保険料	△6,700	12 町交際費関係費	△3,452
		17 備品購入費	△3,452
		・公用車購入費	△3,452
10 需用費	△1,611	13 財政関係費	△11,800
5 光熱水費	△1,611	12 委託料	△11,800
		・電算委託料	△11,800
12 委託料	△13,804	財務会計システム保守委託料	△11,800
13 電算委託料	△13,790	14 庁舎管理費	△10,071
38 その他委託料	△14	10 需用費	△1,611
		・光熱水費	△1,611
14 工事請負費	△8,460	14 工事請負費	△8,460
		・庁舎等改修工事	△8,460
2 庁舎等改修工事	△8,460	庁舎非構造部材改修工事	△8,460
17 備品購入費	△3,452	15 電算関係費	△2,004
6 公用車購入費	△3,452	12 委託料	△2,004
		・電算委託料	△1,990
		その他電算保守等委託料	△230
		ネットワーク関係委託料	△110
		L G W A N機器保守等委託料	△500
		共同電算保守等委託料	△1,150
		・その他委託料	△14
		情報セキュリティー監査支援委託料	△14
12 委託料	△120	01 一般経費	△120
5 測量・分筆等委託料	△120	12 委託料	△120
		・測量・分筆等委託料	△120
		土地分筆事務委託料	△120
24 積立金	66,342	02 基金関係費	66,342
1 財政調整基金積立金	26,724	24 積立金	66,342
		・財政調整基金積立金	26,724
		・減債基金積立金	37,618
		・企業版ふるさと納税基金積立金	2,000

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 企画費	87,289	△1,043	86,246	1,824			△2,867
4 自治振興費	34,906	△564	34,342				△564
6 まちづくり 振興費	6,602	△143	6,459				△143
8 広報広聴費	11,635	△3,953	7,682				△3,953
計	1,844,129	23,692	1,867,821	1,494	△13,100	2,000	33,298

節・細節		説	明
区 分	金 額		
6 減債基金積立金	千円 37,618		千円
14 企業版ふるさと納税基金積立金	2,000		
7 報償費	△181	01 一般経費（総合政策課）	△478
2 講師謝礼	△181	7 報償費	△181
		・講師謝礼	△181
10 需用費	△565	12 委託料	△297
4 印刷製本費	△565	・その他委託料	△297
		行政評価展開支援業務委託料	△297
12 委託料	△297	04 男女共同参画推進費	△565
38 その他委託料	△297	10 需用費	△565
		・印刷製本費	△565
7 報償費	△564	01 自治振興費	△564
7 区・自治会長報償費	△564	7 報償費	△564
		・区・自治会長報償費	△564
17 備品購入費	△23	02 人権教育関係費	△143
5 教材備品等	△23	17 備品購入費	△23
		・教材備品等	△23
18 負担金、補助及び交付金	△120	18 負担金、補助及び交付金	△120
2 研修会等参加負担金	△120	・研修会等参加負担金	△120
		職員研修参加等負担金	△120
10 需用費	△3,953	01 一般経費	△3,953
4 印刷製本費	△3,953	10 需用費	△3,953
		・印刷製本費	△3,953

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	千円 49,971	千円 △2,626	千円 47,345	千円	千円	千円	千円 △2,626
計	143,417	△2,626	140,791				△2,626

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	88,981	2,644	91,625	16,333			△13,689
-------------	--------	-------	--------	--------	--	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △2,626	02 電算費（税務課）	千円 △1,229
13 電算委託料	△1,229	12 委託料	△1,229
38 その他委託料	△1,397	・電算委託料	△1,229
		電子申告システム等委託料	△1,229
		03 固定資産評価替関係費	△1,397
		12 委託料	△1,397
		・その他委託料	△1,397
		航空写真画像作成業務委託料	△1,397

1 報酬	△4,600	02 給与費（会計年度任用職員）	△5,700
47 会計年度任用職員報酬	△4,600	1 報酬	△4,600
3 職員手当等	△800	・会計年度任用職員報酬	△4,600
3 期末手当	△800	3 職員手当等	△800
4 共済費	△200	・期末手当	△800
1 共済組合負担金	△200	4 共済費	△200
8 旅費	△100	・共済組合負担金	△200
2 費用弁償	△100	8 旅費	△100
11 役務費	△2,174	・費用弁償	△100
1 通信運搬費	△2,174	03 一般経費	8,344
12 委託料	10,518	11 役務費	△2,174
13 電算委託料	10,518	・通信運搬費	△2,174
		12 委託料	10,518
		・電算委託料	10,518
		戸籍事務内連携追加オプション保守料	△1,043
		戸籍システム法改正対応委託料	△165
		ファイヤーウォール設定委託料	△550
		住民基本台帳システム等法改正対応委託料	12,276

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 88,981	千円 2,644	千円 91,625	千円 16,333	千円	千円	千円 △13,689

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	696,180	△7,340	688,840			△500	△6,840
2 老人福祉費	43,724	△11,046	32,678			△1,050	△9,996
3 心身障がい者福祉費	1,246,657	96,088	1,342,745	52,878			43,210

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

18 負担金、補助及び交付金	△6,840	06 一般経費（保険年金課）	△500
		20 貸付金	△500
		・福祉医療費資金貸付金	△500
22 給付金	△6,840	09 低所得世帯支援給付金事業	△6,840
20 貸付金	△500	18 負担金、補助及び交付金	△6,840
		・給付金	△6,840
1 福祉医療費資金貸付金	△500	低所得世帯支援給付金	△6,840
12 委託料	△1,828	01 一般経費	△2,180
		12 委託料	△720
23 老人福祉関係委託料	△720	・老人福祉関係委託料	△720
		緊急通報システム事業委託料	△336
		軽度生活援助事業委託料	△384
38 その他委託料	△1,108	18 負担金、補助及び交付金	△740
		・個人補助金	△740
		高齢者住宅用火災警報器設置補助金	△740
18 負担金、補助及び交付金	△740	19 扶助費	△720
		・紙おむつ給付事業費	△720
8 個人補助金	△740	03 老人福祉施設関係費	△7,758
19 扶助費	△8,478	19 扶助費	△7,758
		・老人福祉施設措置費	△7,758
14 老人福祉施設措置費	△7,758	05 老人福祉センター費	△1,108
		12 委託料	△1,108
		・その他委託料	△1,108
15 紙おむつ給付事業費	△720	老人福祉センターマイクロバス運行業務委託料	△1,108
12 委託料	799	01 一般経費	96,088
		12 委託料	799
38 その他委託料	799	・その他委託料	799
		重度身体障がい者理美容サービス事業委託料	△10

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節・細節		説明	明
区分	金額		
19 扶助費	千円 68,796	福祉タクシー基本料助成事業委託料 訪問入浴サービス事業委託料 移動支援事業委託料 身体障がい者寝具クリーニング事業委託料 日中一時支援事業委託料 障がい者等入院時支援事業委託料	千円 △342 △656 1,349 △8 532 △66
2 心身障がい者福祉年金	△385		
3 精神障がい者医療給付費	79		
12 補装具費給付費	1,200	19 扶助費 ・心身障がい者福祉年金 ・精神障がい者医療給付費 ・補装具費給付費	68,796 △385 79 1,200
13 重度身体障がい者（児）日常生活用具給付費	△1,778	・重度身体障がい者（児）日常生活用具給付費 ・就職支度金給付費	△1,778 △36
16 就職支度金給付費	△36	・自立支援医療給付費 ・更生訓練費給付費 ・小児慢性特定疾患日常生活用具給付費 ・介護給付費等 ・肢体不自由児通所医療費 ・障がい児通所給付費 ・育成医療給付費	3,159 △89 △562 48,782 △253 18,623 56
17 自立支援医療給付費	3,159	22 償還金、利子及び割引料 ・国庫負担金返還金 ・県負担金返還金	26,493 17,666 8,827
18 更生訓練費給付費	△89		
21 小児慢性特定疾患日常生活用具給付費	△562		
23 介護給付費等	48,782		
27 肢体不自由児通所医療費	△253		
29 障がい児通所給付費	18,623		
30 育成医療給付費	56		

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 総合保健福祉会館費	77,304	△8,212	69,092				△8,212
8 後期高齢者医療費	455,824	△2,700	453,124				△2,700
9 はしお元気村費	108,708	△1,283	107,425		△55,500	17,280	36,937
計	3,285,341	65,507	3,350,848	52,878	△55,500	15,730	52,399

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	314,950	△4,078	310,872				△4,078
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 26,493		千円
11 国庫負担金返還金	17,666		
13 県負担金返還金	8,827		
10 需用費	△8,212	01 一般経費	△8,212
5 光熱水費	△3,980	10 需用費	△8,212
6 修繕料	△4,232	・光熱水費	△3,980
		・修繕料	△4,232
7 報償費	△510	01 後期高齢者医療費	△2,700
4 医師等謝礼	△510	7 報償費	△510
		・医師等謝礼	△510
12 委託料	△2,190	12 委託料	△2,190
16 講師派遣委託料	△2,190	・講師派遣委託料	△2,190
12 委託料	△1,283	01 はしお元気村費	△1,283
38 その他委託料	△1,283	12 委託料	△1,283
		・その他委託料	△1,283
		はしお元気村空調機器更新等事業（ESCO事業）	△1,283
		事業)	

1 報酬	△300	02 給与費（会計年度任用職員）	△1,100
47 会計年度任用職員報酬	△300	1 報酬	△300
		・会計年度任用職員報酬	△300
		3 職員手当等	△600
		・期末手当	△600

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	1,253,050	16,468	1,269,518				16,468
3 保育所費	440,452	△8,043	432,409				△8,043

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 △600	4 共済費	千円 △200
3 期末手当	△600	・共済組合負担金	△200
4 共済費	△200	08 低所得子育て世帯生活支援特別給付金関係	△2,000
1 共済組合負担金	△200	18 負担金、補助及び交付金	△2,000
		・給付金	△2,000
		子育て世帯生活支援特別給付金	△2,000
12 委託料	△978	09 地域振興券事業（子育て世帯応援型）	△978
38 その他委託料	△978	12 委託料	△978
		・その他委託料	△978
		支援業務委託料	△978
18 負担金、補助及び交付金	△2,000		
22 給付金	△2,000		
12 委託料	△13,077	01 児童措置費	16,468
15 施設管理等委託料	△13,077	12 委託料	△13,077
		・施設管理等委託料	△13,077
		私立保育園運営委託料	△13,077
19 扶助費	△4,702	19 扶助費	△4,702
26 児童手当	△4,702	・児童手当	△4,702
22 償還金、利子及び割引料	34,247	22 償還金、利子及び割引料	34,247
12 国庫補助金返還金	23,655	・国庫補助金返還金	23,655
14 県補助金返還金	10,592	・県補助金返還金	10,592
1 報酬	△2,200	02 給与費（会計年度任用職員）	△3,100
47 会計年度任用職員報酬	△2,200	1 報酬	△2,200
		・会計年度任用職員報酬	△2,200
3 職員手当等	△900	3 職員手当等	△900
		・期末手当	△660
		・児童手当	△240

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 こども園費	252,179	△18,571	233,608				△18,571
6 子ども育成費	145,338	△8,325	137,013				△8,325

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 期末手当	千円 △660	03 一般経費（こども課）	千円 △4,024
15 児童手当	△240	12 委託料	△4,024
		・施設管理等委託料	△4,024
		西・真美北保育園等委託料	△4,024
10 需用費	△919	04 一般経費（南保育園）	△919
5 光熱水費	△919	10 需用費	△919
		・光熱水費	△919
12 委託料	△4,024		
15 施設管理等 委託料	△4,024		
1 報酬	△9,000	02 給与費（会計年度任用職員）	△11,100
47 会計年度任 用職員報酬	△9,000	1 報酬	△9,000
		・会計年度任用職員報酬	△9,000
3 職員手当等	△1,300	3 職員手当等	△1,300
3 期末手当	△1,300	・期末手当	△1,300
4 共済費	△600	4 共済費	△600
1 共済組合負 担金	△600	・共済組合負担金	△600
8 旅費	△200	8 旅費	△200
2 費用弁償	△200	・費用弁償	△200
12 委託料	△7,471	03 一般経費（こども課）	△7,471
25 保育士・教 諭派遣委託 料	△2,121	12 委託料	△7,471
26 給食調理業 務委託料	△5,350	・保育士・教諭派遣委託料	△2,121
		・給食調理業務委託料	△5,350
1 報酬	△7,000	01 給与費（会計年度任用職員）	△7,300
		1 報酬	△7,000
		・会計年度任用職員報酬	△7,000

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,424,461	△22,549	2,401,912				△22,549

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	319,761	△34,535	285,226				△34,535
-------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
47 会計年度任用職員報酬	千円 △7,000	8 旅費 ・費用弁償	千円 △300 △300
8 旅費	△300	03 放課後子ども育成教室関係費	△1,025
2 費用弁償	△300	10 需用費 ・光熱水費	△1,025 △1,025
10 需用費	△1,025		
5 光熱水費	△1,025		

1 報酬	△200	01 給与費（会計年度任用職員）	△200
47 会計年度任用職員報酬	△200	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△200 △200
7 報償費	△4,901	02 一般経費（けんこう推進課）	△3,500
4 医師等謝礼	△4,901	12 委託料 ・健診等委託料 結核検診等委託料	△3,000 △3,000 △3,000
10 需用費	△750	18 負担金、補助及び交付金 ・助成金 脳ドック助成金	△500 △500 △500
1 消耗品費	△350		
4 印刷製本費	△400	03 予防接種事業費	△30,750
12 委託料	△37,998	10 需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費	△750 △350 △400
27 健診等委託料	△37,998	12 委託料 ・健診等委託料 予防接種委託料	△30,000 △30,000 △30,000
18 負担金、補助及び交付金	△500	04 健康増進事業費	△2,800
11 助成金	△500	7 報償費 ・医師等謝礼 12 委託料	△300 △300 △2,500

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 環境保全費	19,614	△1,500	18,114	△250			△1,250
計	573,248	△36,035	537,213	△250			△35,785

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	620,588	14,895	635,483		6,200		8,695
---------	---------	--------	---------	--	-------	--	-------

節・細節		説明	明
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 9,814	・健診等委託料	千円 △2,500
11 国庫負担金返還金	5,556	06 母子保健事業費（子育て総合支援課） 7 報償費 ・医師等謝礼	△3,202 △704 △704
12 国庫補助金返還金	4,258	12 委託料 ・健診等委託料 妊産婦・3歳児健診委託料	△2,498 △2,498 △2,498
		07 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 7 報償費 ・医師等謝礼	1,659 △3,897 △3,897
		22 償還金、利子及び割引料 ・国庫負担金返還金	5,556 5,556
		09 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金	4,258 4,258 4,258
12 委託料	△1,000	02 一般経費	△1,500
12 計画策定委託料	△1,000	12 委託料 ・計画策定委託料 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定委託料	△1,000 △1,000 △1,000
18 負担金、補助及び交付金	△500	18 負担金、補助及び交付金 ・その他補助金 老朽空家等除却補助金	△500 △500 △500
10 その他補助金	△500		

12 委託料	△6,380	04 一般経費（環境政策課）	14,895
1 測量・設計委託料	△6,380	12 委託料 ・測量・設計委託料	△6,380 △6,380
		18 負担金、補助及び交付金 ・その他補助金	21,275 △1,600

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 塵芥処理費	713,090	△36,050	677,040				△36,050
3 し尿処理費	51,152	△1,945	49,207				△1,945
計	1,384,830	△23,100	1,361,730		6,200		△29,300

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 21,275	公民館・集会所整備費補助金 ・一部事務組合負担金	千円 △1,600 22,875
10 その他補助金	△1,600	山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金 まほろば環境衛生組合負担金	28,175 △5,300
16 一部事務組合負担金	22,875		
1 報酬	△600	01 給与費（会計年度任用職員）	△850
47 会計年度任用職員報酬	△600	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△600 △600
3 職員手当等	△250	3 職員手当等 ・期末手当	△250 △250
3 期末手当	△250	02 一般経費	△21,000
10 需用費	△28,000	10 需用費 ・消耗品費 ・光熱水費	△21,000 △11,000 △10,000
1 消耗品費	△18,000	03 収集関係費	△7,200
5 光熱水費	△10,000	12 委託料 ・ごみ処理関係委託料 総合管理等委託料 容器包装プラスチック再商品化委託料	△7,200 △7,200 △2,200 △5,000
12 委託料	△7,200	04 塵芥処理費	△7,000
28 ごみ処理関係委託料	△7,200	10 需用費 ・消耗品費	△7,000 △7,000
18 負担金、補助及び交付金	△1,945	01 し尿処理費	△1,945
16 一部事務組合負担金	△1,945	18 負担金、補助及び交付金 ・一部事務組合負担金 葛城清掃事務組合負担金	△1,945 △1,945 △1,945

4 款 衛生費

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	千円 38,615	千円 △1,050	千円 37,565	千円	千円	千円	千円 △1,050
3 農地費	23,628	10,418	34,046		10,500		△82
4 地籍調査費	1,356	△1,356	0				△1,356
5 地域農政推 進費	61,176	△28,662	32,514	△28,377			△285
計	146,566	△20,650	125,916	△28,377	10,500		△2,773

節・細節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	千円 △550	02 給与費（会計年度任用職員）	千円 △850
47 会計年度任用職員報酬	△550	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△550 △550
3 職員手当等	△300	3 職員手当等 ・期末手当	△300 △300
3 期末手当	△300	03 一般経費	△200
18 負担金、補助及び交付金	△200	18 負担金、補助及び交付金 ・その他補助金 ナラ枯れ被害防除事業補助金	△200 △200 △200
10 その他補助金	△200		
18 負担金、補助及び交付金	10,418	04 百済川向地区農地中間管理機構関連地整備事業	10,418
5 分担金	10,418	18 負担金、補助及び交付金 ・分担金 百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業 負担金	10,418 10,418 10,418
12 委託料	△1,356	01 地籍調査費	△1,356
38 その他委託料	△1,356	12 委託料 ・その他委託料 地籍図異動修正業務委託料	△1,356 △1,356 △1,356
18 負担金、補助及び交付金	△28,662	01 地域農政推進費	△28,662
11 助成金	△5,800	18 負担金、補助及び交付金 ・助成金 新規就農者総合支援事業助成金	△28,662 △5,800 △5,800
12 補給金	△12	・補給金 農業経営基盤強化資金利子補給金	△12 △12
14 交付金	△22,850	・交付金 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 多面的機能支払交付金	△22,850 △20,000 △2,850

5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 商工振興費	千円 216,459	千円 △7,606	千円 208,853	千円	千円	千円	千円 △7,606
2 観光費	9,762	△1,690	8,072				△1,690

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △1,724	02 給与費（会計年度任用職員）	千円 △2,256
47 会計年度任用職員報酬	△1,724	1 報酬	△1,724
		・会計年度任用職員報酬	△1,724
3 職員手当等	△345	3 職員手当等	△345
3 期末手当	△345	・期末手当	△345
4 共済費	△136	4 共済費	△136
1 共済組合負担金	△136	・共済組合負担金	△136
8 旅費	△51	8 旅費	△51
2 費用弁償	△51	・費用弁償	△51
12 委託料	△5,350	03 一般経費	△3,177
12 計画策定委託料	△1,177	12 委託料	△3,177
38 その他委託料	△4,173	・計画策定委託料	△1,177
		中小企業・小規模企業第二期振興計画策定委託料	△1,177
		・その他委託料	△2,000
		地域密着型プラットフォーム設立準備委託料	△2,000
		06 地域振興券事業（全世帯型）	△2,173
		12 委託料	△2,173
		・その他委託料	△2,173
		支援業務委託料	△2,173
1 報酬	△1,100	01 観光費	△300
47 会計年度任用職員報酬	△1,100	12 委託料	△300
		・測量・設計委託料	△300
3 職員手当等	△200	02 給与費（会計年度任用職員）	△1,390
3 期末手当	△200	1 報酬	△1,100
		・会計年度任用職員報酬	△1,100
4 共済費	△90	3 職員手当等	△200
1 共済組合負担金	△90	・期末手当	△200
		4 共済費	△90
		・共済組合負担金	△90
12 委託料	△300		

5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	262,558	△9,296	253,262				△9,296

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	97,968	△1,300	96,668	△17,796			16,496
計	97,968	△1,300	96,668	△17,796			16,496

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋りょう維持費	79,471	△3,480	75,991				△3,480
2 道路橋りょう新設改良費	464,290	△69,580	394,710	△32,790	△23,700		△13,090

節・細節		説明	金額
区分	金額		
1 測量・設計委託料	千円 △300		千円

3 職員手当等	△300	02 給与費（会計年度任用職員）	△300
3 期末手当	△60	3 職員手当等	△300
6 時間外勤務手当	△240	・期末手当	△60
		・時間外勤務手当	△240
18 負担金、補助及び交付金	△1,000	04 一般経費（都市整備課）	△1,000
8 個人補助金	△1,000	18 負担金、補助及び交付金	△1,000
		・個人補助金	△1,000
		住宅耐震改修工事補助金	△1,000

10 需用費	△3,480	01 道路橋りょう維持費	△3,480
5 光熱水費	△3,480	10 需用費	△3,480
		・光熱水費	△3,480
12 委託料	△5,000	02 百済中央線バイパス整備事業	△10,000
1 測量・設計委託料	△5,000	14 工事請負費	△10,000
		・町道整備工事	△10,000
14 工事請負費	△64,580	05 赤部26号線整備事業	△10,000
		14 工事請負費	△10,000
		・町道整備工事	△10,000

5 款 農商工費 6 款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 交通安全施設費	183,345	△36,236	147,109	△18,118	△16,200		△1,918
計	727,106	△109,296	617,810	△50,908	△39,900		△18,488

(款) 6 土木費

(項) 3 河川費

1 河川総務費	352,911	△62,500	290,411	△38,350	△29,300		5,150
計	357,325	△62,500	294,825	△38,350	△29,300		5,150

節・細節		説	明
区 分	金 額		
15 町道整備工 事	千円 △64,580	06 狭あい道路整備等促進事業 14 工事請負費 ・町道整備工事	千円 △580 △580 △580
		07 南2号線整備事業 12 委託料 ・測量・設計委託料	△5,000 △5,000 △5,000
		08 平尾正相線整備事業 14 工事請負費 ・町道整備工事	△40,000 △40,000 △40,000
		10 南郷3号線整備事業 14 工事請負費 ・町道整備工事	△4,000 △4,000 △4,000
14 工事請負費	△36,236	03 交通安全施設等（百済赤部線）整備事業 14 工事請負費 ・交通安全施設整備工事	△6,216 △6,216 △6,216
18 交通安全施 設整備工事	△36,236	04 交通安全施設等（南22号線ほか）整備事業 14 工事請負費 ・交通安全施設整備工事	△30,020 △30,020 △30,020

14 工事請負費	△62,500	02 平成緊急内水対策事業 14 工事請負費 ・調整池整備工事	△62,500 △62,500 △62,500
45 調整池整備 工事	△62,500		

6款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	千円 91,770	千円 △6,000	千円 85,770	千円 △3,000	千円	千円	千円 △3,000
2 公園管理費	110,505	△1,980	108,525				△1,980
3 公共下水道費	1,000	△680	320				△680
計	203,493	△8,660	194,833	△3,000			△5,660

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

2 非常備消防費	28,336	△1,000	27,336				△1,000
3 消防施設費	42,400	△2,407	39,993				△2,407
計	497,626	△3,407	494,219				△3,407

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	163,724	△1,800	161,924				△1,800
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △6,000	02 一般経費	千円 △6,000
12 計画策定委託料	△6,000	12 委託料	△6,000
		・計画策定委託料	△6,000
		大塚地区土地利用計画策定業務委託料	△6,000
10 需用費	△1,980	01 一般経費	△1,980
5 光熱水費	△1,980	10 需用費	△1,980
		・光熱水費	△1,980
18 負担金、補助及び交付金	△680	01 公共下水道費	△680
8 個人補助金	△400	18 負担金、補助及び交付金	△680
11 助成金	△280	・個人補助金	△400
		下水道接続促進事業特別補助金	△400
		・助成金	△280
		水洗便所改造助成金	△280

1 報酬	△1,000	01 非常備消防費	△1,000
27 消防団員報酬	△1,000	1 報酬	△1,000
		・消防団員報酬	△1,000
14 工事請負費	△2,407	01 消防施設費	△2,407
54 防火水槽設置工事	△2,407	14 工事請負費	△2,407
		・防火水槽設置工事	△2,407

1 報酬	△1,800	02 給与費（会計年度任用職員）	△1,800
------	--------	------------------	--------

6 款 土木費 7 款 消防費 8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	343,781	△1,800	341,981				△1,800

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	179,604	△11,000	168,604				△11,000
計	205,049	△11,000	194,049				△11,000

節・細節		説	明
区 分	金 額		
47 会計年度任用職員報酬	千円 △1,800	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	千円 △1,800 △1,800

1 報酬	△4,700	01 給与費（会計年度任用職員）	△7,600
47 会計年度任用職員報酬	△4,700	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△4,700 △4,700
3 職員手当等	△2,300	3 職員手当等 ・期末手当	△2,300 △2,300
3 期末手当	△2,300	4 共済費 ・共済組合負担金	△600 △600
4 共済費	△600	02 一般経費（教育総務課）	△1,900
1 共済組合負担金	△600	13 使用料及び賃借料 ・インターネット使用料	△1,900 △1,900
10 需用費	△1,500	05 一般経費（東小学校）	△1,500
5 光熱水費	△1,500	10 需用費 ・光熱水費	△1,500 △1,500
13 使用料及び賃借料	△1,900		
18 インターネット使用料	△1,900		

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	千円 96,062	千円 △5,800	千円 90,262	千円	千円	千円	千円 △5,800
計	113,152	△5,800	107,352				△5,800

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費	277,278	561	277,839	4,506			△3,945
計	277,278	561	277,839	4,506			△3,945

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △2,200	02 給与費（会計年度任用職員）	千円 △2,200
47 会計年度任用職員報酬	△2,200	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△2,200 △2,200
10 需用費	△500	03 一般経費（教育総務課）	△3,100
5 光熱水費	△500	13 使用料及び賃借料 ・電算使用料 校務用パソコン使用料	△3,100 △3,100 △3,100
13 使用料及び賃借料	△3,100	06 一般経費（真美ヶ丘中学校）	△500
10 電算使用料	△3,100	10 需用費 ・光熱水費	△500 △500

1 報酬	△4,800	02 給与費（会計年度任用職員）	△6,200
47 会計年度任用職員報酬	△4,800	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	△4,800 △4,800
3 職員手当等	△1,100	3 職員手当等 ・期末手当	△1,100 △1,100
3 期末手当	△1,100	4 共済費 ・共済組合負担金	△300 △300
4 共済費	△300	03 一般経費（こども課）	6,761
1 共済組合負担金	△300	12 委託料 ・その他委託料 一時預かり事業委託料	6,761 6,761 6,761
12 委託料	6,761		
38 その他委託料	6,761		

8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	千円 40,389	千円 △1,180	千円 39,209	千円	千円	千円	千円 △1,180
2 図書館費	147,967	△6,182	141,785				△6,182

節・細節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	千円 △100	02 一般経費	千円 △451
3 記念品代	△100	13 使用料及び賃借料	△184
		・バス借上料	△184
10 需用費	△231	18 負担金、補助及び交付金	△267
3 食糧費	△140	・団体補助金	△267
4 印刷製本費	△91	婦人会補助金	△267
12 委託料	△23	03 生涯学習振興費	△172
32 文化祭運営委託料	△23	13 使用料及び賃借料	△117
		・バス借上料	△70
		・高速道路等使用料	△10
		・パークゴルフコース使用料	△37
		18 負担金、補助及び交付金	△55
		・助成金	△55
		研修会等参加助成金	△55
13 使用料及び賃借料	△504	05 町文化祭関係費	△557
1 バス借上料	△457	7 報償費	△100
3 高速道路等使用料	△10	・記念品代	△100
35 パークゴルフコース使用料	△37	10 需用費	△231
		・食糧費	△140
		・印刷製本費	△91
		12 委託料	△23
		・文化祭運営委託料	△23
		13 使用料及び賃借料	△203
		・バス借上料	△203
18 負担金、補助及び交付金	△322		
7 団体補助金	△267		
11 助成金	△55		
1 報酬	△800	02 給与費（会計年度任用職員）	△1,500
47 会計年度任用職員報酬	△800	1 報酬	△800
		・会計年度任用職員報酬	△800
3 職員手当等	△700	3 職員手当等	△700
3 期末手当	△700	・期末手当	△700
		03 一般経費	△4,682
		10 需用費	△1,145
		・光熱水費	△1,145

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 公民館費	53,605	△400	53,205				△400
4 文化財保護費	97,083	△34,476	62,607	△12,097		△7,899	△14,480

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 △1,145	12 委託料	千円 △3,537
5 光熱水費	△1,145	・電算委託料	△657
12 委託料	△3,537	学校図書館連携事業委託料	△657
13 電算委託料	△657	・その他委託料	△2,880
38 その他委託料	△2,880	図書館LED化事業委託料 (ESCO事業)	△2,880
7 報償費	△400	03 主催事業費	△400
2 講師謝礼	△400	7 報償費	△400
7 報償費	△1,052	・講師謝礼	△400
49 発掘調査作業員謝礼	△1,052	04 史跡等管理費	△615
12 委託料	△10,093	12 委託料	△615
3 設計・監理等委託料	△429	・施設管理等委託料	△615
7 分析・調査等委託料	△16	05 発掘調査受託事業費	△7,117
9 航空測量委託料	△1,796	7 報償費	△448
10 発掘調査作業委託料	△3,542	・発掘調査作業員謝礼	△448
15 施設管理等委託料	△615	12 委託料	△6,332
38 その他委託料	△3,695	・発掘調査作業委託料	△3,542
14 工事請負費	△23,331	・その他委託料	△2,790
		航空写真撮影委託料	△2,790
		14 工事請負費	△337
		・仮設電気工事	△337
		07 巢山古墳史跡整備事業費	△26,744
		7 報償費	△604
		・発掘調査作業員謝礼	△604
		12 委託料	△3,146
		・設計・監理等委託料	△429
		・分析・調査等委託料	△16
		・航空測量委託料	△1,796
		・その他委託料	△905
		木製品保存処理業務委託料	△905
		14 工事請負費	△22,994
		・巢山古墳史跡整備工事	△22,994

8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	339,044	△42,238	296,806	△12,097		△7,899	△22,242

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	57,868	△1,800	56,068				△1,800
計	57,868	△1,800	56,068				△1,800

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	984,258	△900	983,358				△900
2 利子	34,792	△3,300	31,492				△3,300
計	1,019,050	△4,200	1,014,850				△4,200

節・細節		説明
区分	金額	
36 巢山古墳史跡整備工事	千円 △22,994	千円
43 仮設電気工事	△337	

10 需用費	△1,800	03 一般経費	△1,800
5 光熱水費	△1,300	10 需用費	△1,800
6 修繕料	△500	・光熱水費	△1,300
		・修繕料	△500

22 償還金、利子及び割引料	△900	01 元金	△900
2 長期債元金	△900	22 償還金、利子及び割引料	△900
		・長期債元金	△900
22 償還金、利子及び割引料	△3,300	01 利子	△3,300
3 長期債利子	△3,300	22 償還金、利子及び割引料	△3,300
		・長期債利子	△3,300

8 款 教育費 10 款 公債費

(款) 11 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 下水道会計 繰出金	千円 324,362	千円 7,500	千円 331,862	千円	千円	千円	千円 7,500
計	327,982	7,500	335,482				7,500

節・細節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 7,500	01 下水道事業会計繰出金	千円 7,500
10 下水道事業 会計繰出金	7,500	27 繰出金 ・下水道事業会計繰出金	7,500 7,500

1 1 款 諸支出金

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,879		69,991	15,347	85,338	
	その他	732	29,037			4,248	33,285		33,285	
	計	749	79,149	25,176	29,569	13,472	147,366	20,287	167,653	
補正前	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,879		69,991	15,347	85,338	
	その他	732	29,037			4,248	33,285		33,285	
	計	749	79,149	25,176	29,569	13,472	147,366	20,287	167,653	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	510	333,987	874,045	702,437	1,910,469	310,079	2,220,548	
補 正 前	530	378,361	874,045	711,532	1,963,938	318,905	2,282,843	
比 較	△ 20	△ 44,374		△ 9,095	△ 53,469	△ 8,826	△ 62,295	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,799	55,915	239,720	149,415	31,815
	補 正 前	18,799	55,915	248,335	149,415	31,815
	比 較			△ 8,615		
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	26,061	12,965	36	167,711	
	補 正 前	26,301	12,965	36	167,951	
比 較	△ 240			△ 240		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	248		831,888	638,888	1,470,776	253,907	1,724,683	
補 正 前	248		831,888	638,888	1,470,776	253,907	1,724,683	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,799	53,383	187,807	149,415	31,815
	補 正 前	18,799	53,383	187,807	149,415	31,815
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	24,993	12,136	36	160,504	
	補 正 前	24,993	12,136	36	160,504	
	比 較					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	262	333,987	42,157	63,549	439,693	56,172	495,865	
補 正 前	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
比 較	△ 20	△ 44,374		△ 9,095	△ 53,469	△ 8,826	△ 62,295	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		2,532	51,913		
	補 正 前		2,532	60,528		
	比 較			△ 8,615		
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,068	829		7,207	
	補 正 前	1,308	829		7,447	
	比 較	△ 240			△ 240	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	△ 44,374	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 44,374	事業見直しによる減 △4,600千円 職員退職による減 △3,300千円 人員配置等見直しによる減 △34,174千円 その他による減 △2,300千円	
給 料		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 9,095	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 9,095	事業見直しによる減 △800千円 職員退職による減 △650千円 人員配置等見直しによる減 △6,775千円 その他による減 △870千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	295,642	224,200	—
	平均給与月額(円)	344,893	240,752	—
	平均年齢(歳)	41	60	—
令和5年8月1日現在	平均給料月額(円)	293,562	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,552	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	166,600	166,600
短 学 卒	179,100	179,100
大 学 卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)	6	30	23	45	56	55	30	245
	構成比(%)	2.4	12.2	9.4	18.4	22.9	22.5	12.2	100
令和5年8月1日現在	職員数(人)	6	29	26	40	58	55	34	248
	構成比(%)	2.4	11.7	10.5	16.1	23.4	22.2	13.7	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和5年8月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和5年11月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和5年8月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務 に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従 事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する 場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	248	246	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	182	182		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	7	7	
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	139	139	
		5号給以上 (人)	9	9	
比 率 (B) / (A) (%)	73.4	74.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	248	246	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	182	182		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	7	7	
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	139	139	
		5号給以上 (人)	9	9	
比 率 (B) / (A) (%)	73.4	74.0			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.3	4.5	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加 算措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	247	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	1.210	1.210	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 2 0 号

令和5年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）

令和5年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 408,249	千円 15,447	千円 423,696
	1 後期高齢者医療保険料	408,249	15,447	423,696
歳入合計		544,338	15,447	559,785

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 513,590	千円 15,447	千円 529,037
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	513,590	15,447	529,037
歳 出	合 計	544,338	15,447	559,785

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	408,249	15,447	423,696
歳 入 合 計	544,338	15,447	559,785

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 513,590	千円 15,447	千円 529,037
歳 出 合 計	544,338	15,447	559,785

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 15,447
			15,447

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 特別徴収保険料	千円 234,922	千円 4,294	千円 239,216
2 普通徴収保険料	173,327	11,153	184,480
計	408,249	15,447	423,696

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分特別徴収 保険料	千円 4,294	現年度分特別徴収保険料	千円 4,294
1 現年度分普通徴収 保険料	11,153	現年度分普通徴収保険料	11,153

1 款 後期高齢者医療保険料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 513,590	千円 15,447	千円 529,037	千円	千円	千円	千円 15,447
計	513,590	15,447	529,037				15,447

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 15,447	01 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 15,447
17 広域連合負担金	15,447	18 負担金、補助及び交付金 ・ 広域連合負担金 後期高齢者医療広域連合負担金	15,447 15,447 15,447

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第21号

令和5年度広陵町下水道事業会計補正予算
(第2号)

第1条 令和5年度広陵町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,171,487	7,500	1,178,987
第2項 営業外収益	719,268	7,500	726,768

支出 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,040,404	7,500	1,047,904
第2項 営業外費用	66,133	7,500	73,633

第3条 予算第9条中「318,237千円」を「325,737千円」に改める。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山村吉由

1. 令和5年度広陵町下水道事業会計補正予算（第2号）

実 施 計 画

収益の収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	下水道事業収益		1,171,487	7,500	1,178,987	
	2 営業外収益		719,268	7,500	726,768	
		2 他会計補助金	191,980	7,500	199,480	

収益の支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	下水道事業費用		1,040,404	7,500	1,047,904	
	2 営業外費用		66,133	7,500	73,633	
		2 消費税及び地方消費税	6,000	7,500	13,500	

2. 令和5年度広陵町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	119,163
減価償却費	716,509
固定資産除却費	1,000
退職給付引当金の増加額	731
賞与引当金の増加額	73
貸倒引当金の減少額	△26
長期前受金戻入額	△527,273
支払利息及び企業債取扱諸費	60,133
営業及び営業外未収金の減少額	335
営業及び営業外未払金・未払費用の増加額	60,628
その他流動資産の増加額	△16,259
小計	415,014
支払利息及び企業債取扱諸費	△60,133
業務活動によるキャッシュ・フロー①	354,881
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△293,705
国庫補助金による収入	117,500
他会計補助金による収入	126,257
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△49,948
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	289,800
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△528,477
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△238,677
IV 現金預金の増加額④=①+②+③	66,256
V 現金預金の期首残高	27,927
VI 現金預金の期末残高	94,183

3. 令和5年度広陵町下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固 定 資 産			
	(1)有 形 固 定 資 産			
	イ構 築 物	18,447,645		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,658,182</u>	13,789,463	
	ロ機 械 及 び 装 置	92,504		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 62,471</u>	<u>30,033</u>	
	ハ工 具、器 具 及 び 備 品	172		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 35</u>	<u>137</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			13,819,633
	(2)無 形 固 定 資 産			
	イ施 設 利 用 権		<u>672,173</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>672,173</u>
	固 定 資 産 合 計			14,491,806
2	流 動 資 産			
	(1)現 金 預 金			94,183
	(2)未 収 金		39,442	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 704</u>	<u>38,738</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>132,921</u>
	資 産 合 計			<u><u>14,624,727</u></u>

負 債 の 部

(単位：千円)

3	固 定 負 債			
	(1)企 業 債			
	イ建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>4,356,664</u>	4,356,664	
	(2)引 当 金			
	イ退 職 給 付 引 当 金	<u>4,107</u>	<u>4,107</u>	
	固 定 負 債 合 計			4,360,771

4. 令和5年度広陵町下水道事業会計補正予算（第2号）

実施計画明細書

収益の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 収 益			1,171,487	7,500	1,178,987
	2 営業外収益		719,268	7,500	726,768
		2 他 会 計 補 助 金	191,980	7,500	199,480

収益の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 費 用			1,040,404	7,500	1,047,904
	2 営業外費用		66,133	7,500	73,633
		2 消費税及び 地方消費税	6,000	7,500	13,500

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 他 会 計 補 助 金	7,500	一般会計繰入金 (補正) 199,480千円－(既決) 191,980千円＝7,500千円

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 消費税及び 地方消費税	7,500	消費税及び地方消費税 (補正) 13,500千円－(既決) 6,000千円＝7,500千円

議 案 第 3 0 号

広陵町第2期地域福祉計画を定めることについて

別紙のとおり広陵町第2期地域福祉計画を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

議案第31号

広陵町第4期障がい者計画、広陵町第7期障がい福祉計画及び広陵町第3期障がい児福祉計画を定めることについて

別紙のとおり広陵町第4期障がい者計画、広陵町第7期障がい福祉計画及び広陵町第3期障がい児福祉計画を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山村吉由

議 案 第 3 2 号

広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
を定めることについて

別紙のとおり広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉
計画を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年
3月広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決
を求める。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

議 案 第 3 3 号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月奈良県指令地第1号）を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

広陵町長 山 村 吉 由

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第15条第1項の表給水人口割の項中「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に「。ただし、令和5年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす」を加え、同表規模割の項中「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に「。令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす」を加える。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。